

平成30年度
「災害防止対策特別活動」

6月1日金～6月30日土



2018年4月1日撮影 JSC提供

一般社団法人 日本建設業連合会

平成30年度「災害防止対策特別活動」の実施について

建設工事における事故を防止し、安全を確保することは、建設業界を挙げて推進しなければなりません。全国的な防災・減災対策や社会資本整備に向けて、安全にそして確実にその役割を果たしていくことが、我々建設業界に求められています。

建設業における労働災害の発生状況は、関係者のご努力によって長期間にわたり着実な減少傾向を継続しており、平成29年の死亡者数（速報値）は304名となりました。

こうした中、日建連会員における死亡災害は、平成26年より減少傾向にありましたが、残念ながら平成29年は38人、前年比27%増という結果になりました。土建別では、建築工事が3名増の17人、土木工事が5名増の21人となり、極めて厳しい状況となっております。

日建連では労働災害の撲滅を目指し、本年も「全国安全週間の準備月間」の6月を平成30年度「災害防止対策特別活動」月間と定め、会員会社の全国の作業所等を対象として災害防止活動を実施いたします。

会員各位におかれましては、下記活動実施要領を参考に「自社の安全週間準備月間の活動」に反映していただき、労働災害ならびに公衆災害の防止に向け、これまで以上に積極的な活動を推進して下さいますようお願い申し上げます。

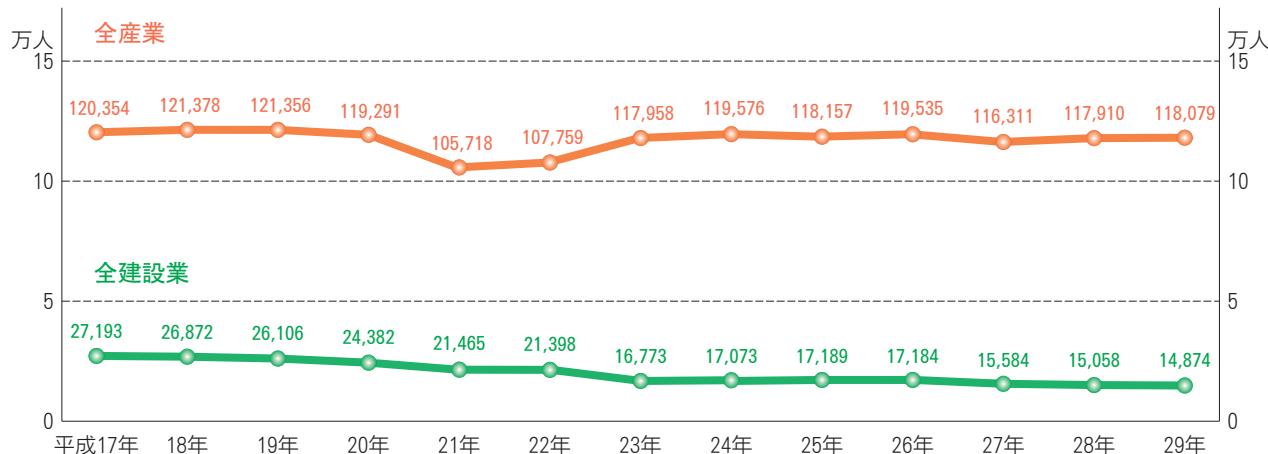
活動実施要領

1. 実 施 期 間 平成30年6月1日(金)～30日(土)
2. 主 催 (一社)日本建設業連合会
3. 活動対象範囲 会員会社の全店舗および全作業所
4. メインテーマ 「墜落災害の防止」・「重機災害の防止」
5. 活動実施事項
 - (1) 日建連の実施事項
 - ① 本活動趣旨の徹底を図るためリーフレットを作成、会員会社に配布し、本活動の趣旨徹底を図る。
 - ② 安全委員会委員による現場パトロールを実施する。
 - (2) 会員会社の実施事項
 - ① 本活動趣旨リーフレットを全作業所へ配布し周知する。
 - ② 期間中に本・支店（営業所等を含む）の役職員による現場安全パトロールを実施する。
 - ③ 作業所の月間安全活動へ本活動の趣旨を組み入れ、展開を図る。
 - ④ 日建連HP (<http://www.nikkenren.com>) から本活動のリーフレット等をダウンロードのうえ参考資料として活用する。

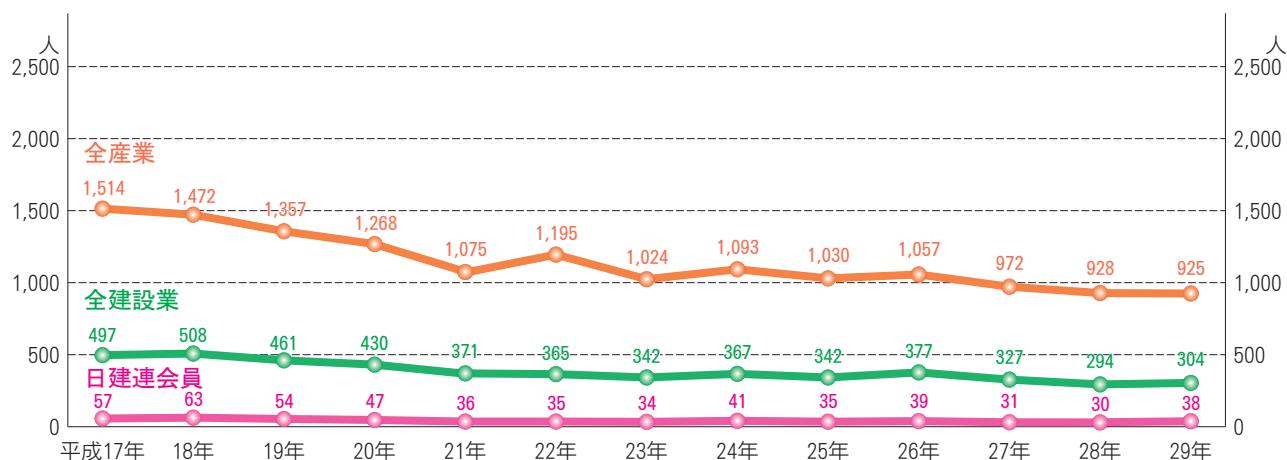
労働災害の年別発生状況推移（平成17年～29年）

厚生労働省発表資料を参照して
日本建設業連合会・調査資料より作成

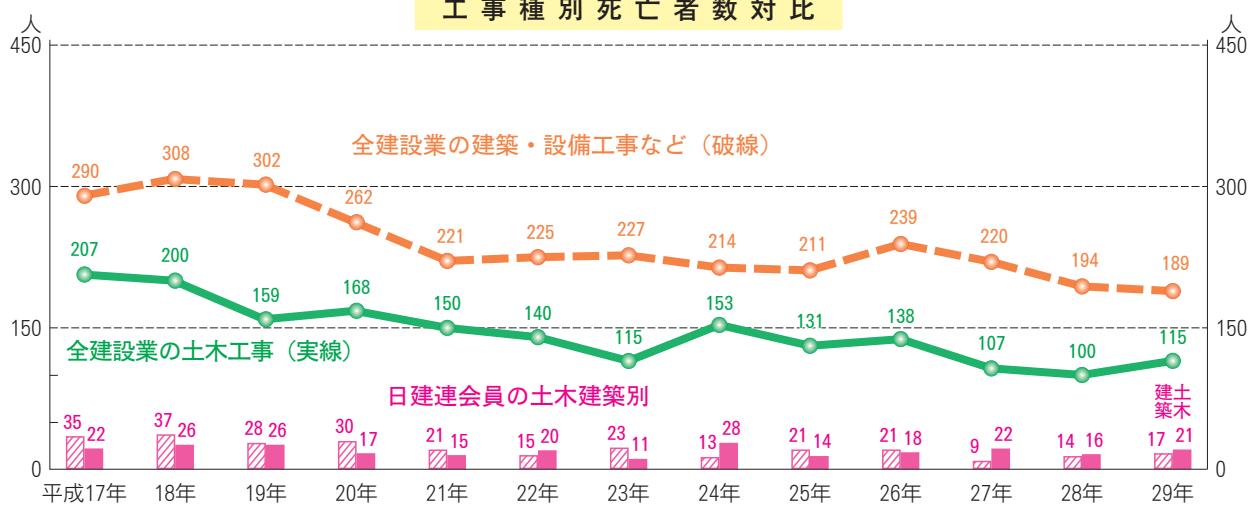
死傷者数（休業4日以上）対比



死亡者数対比



工事種別死亡者数対比



厚生労働省データは速報値、日建連データは確定値

平成29年 日建連会員分 休業（4日以上）災害発生状況調査結果

1. 災害種類別

工事種類	土木工事												建築・設備工事				合計		
	水力発電	トンネル	地下鉄	鉄道軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾・海岸	その他	小計	鉄骨・鉄筋	木造	建築設備	その他		
災害種類																			
墜落	4	4	1	4	8	6			5	7	4	12	55	108		8	18	134 189	
飛来・落下		5		1	2	3	3		2	2	4	3	25	37		1	4	42 67	
倒壊		1		2	2								5	16				16 21	
土砂崩壊等	3				1				1	1			6	5				5 11	
落盤等	3												3					0 3	
機械による災害(クレーン等)	1	3		2	2	2	3			1	2	1	17	12		5	2	19 36	
同上(自動車等)		1			3	4			1	1		5	15	4			1	5 20	
同上(建設機械等)		6	1	4	2	10	1		3	2	3	10	42	27		2	4	33 75	
電気													0					0 0	
爆発・火災等													0	1				1 2 2	
取扱運搬等		1			7	1	3			2	1	1	3	19	21		1	1	23 42
その他の	8	20			15	10	6			6	4	4	20	93	156	2	10	20 188 281	
合計	13	47	2	35	30	35	7	0	20	19	18	54	280	387	2	27	51	467 747	

2. 発注者別

公	国	1	19		9	3	1		3	4	12	8	60	17		9	26	86
	公団公社等	6	20	2	1	8	25		5	4		3	74	10		1	11	85
共	都道府県	3	5			2		6	1	4	2	5	28	13		1	14	42
	市町村					2	1		3	4		3	13	20	1	3		24 37
民	その他			9	2				2			3	16	17		1	2	20 36
	小計	10	44	2	10	23	29	7	0	14	16	14	22	191	77	1	5	12 95 286
間	鉄道電気ガス	3	1								1	5	10	5				5 15
	その他		2		25	7	6		6	3	3	27	79	305	1	22	39 367 446	
合計		3	3	0	25	7	6	0	0	6	3	4	32	89	310	1	22	39 372 461

・対象期間 平成29年1月1日～平成29年12月31日

平成29年 日建連会員分 死亡災害発生状況調査結果

1. 災害種類別

工事種類	土木工事												建築・設備工事				合計	
	水力発電	トンネル	地下鉄	鉄道軌道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾・海岸	その他	小計	鉄骨・鉄筋	木造	建築設備	その他	
災害種類																		
墜落		1			1					1		1	4	5			1	6 10
飛来・落下					1	1				1			3	2				2 5
倒壊												0	1					1 1
土砂崩壊等												0						0 0
落盤等		1										1						0 1
機械による災害(クレーン等)					1					1		2	1					1 3
同上(自動車等)									1	1		2	4					0 4
同上(建設機械等)					2	1				3		6	1			2	3	9
電気												0						0 0
爆発・火災等												0						0 0
取扱運搬等		1										0						0 0
その他の		1										1	3			1		4 5
合計	0	3	0	0	5	2	0	0	1	6	1	3	21	13	0	1	3	17 38

2. 発注者別

公	国	2											2	1		1	3	
	公団公社等	1			4	1				2		8				0	8	
共	都道府県								1	1		2	1			1	3	
	市町村								1		2	3	1		1	2	5	
民	その他				1				1		1	3				0	3	
	小計	0	3	0	0	5	1	0	0	0	5	1	3	18	3	0	1	0 4 22
間	鉄道電気ガス											0					0 0	
	その他							1		1		3	10			3	13	16
合計		0	3	0	0	5	2	0	0	1	6	1	3	21	13	0	1	3 17 38

・対象期間 平成29年1月1日～平成29年12月31日

安全関係自主点検表

- ・この点検項目は監督署臨検時の主な指摘、指導事項です。
- 日常の点検項目と併せて、特に重点的に点検、確認をして下さい。
- なお、点検項目は現場の該当項目だけで結構です。

点 検 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日～_____ 月 _____ 日

作業所名 _____

区分	点 検 項 目	法 規	点検結果 (1週間分)					
			/	/	/	/	/	/
元方事業者の講すべき措置	・関係請負人に法律に違反しないよう指導・是正のため必要な指示を行っているか。(安衛法第29条1・2)							
	・安全衛生協議会はすべての関係請負人で構成(又は参加させて)され、開催されているか。(安衛法第30条) (安衛則635条)							
	・安全衛生協議会は月1回定期に開催されているか。(安衛法第30条) (安衛則635条)							
	・異常時に行う避難等訓練、警報等を統一的に定め、関係請負人に周知しているか。(安衛則第389条の11)							
	・工事計画書に変更が生じた場合は、変更届を提出しているか。(安衛法第88条)							
足場、開口部、通路、昇降設備、作業床等	・高さ2m以上の作業床の端、開口部では囲い、手すり、覆い等を設けてあるか。(安衛則第519条)							
	・上記の措置が困難な時は、安全帯を使用させているか。(安衛則第519条)							
	・足場の使用前の点検、組立て、変更および異常気象後の点検、記録を行っているか。(安衛法第20条) (安衛則第567条)							
	・高さ2m以上の足場では、墜落防止措置(親綱・ネット・囲い等)を講じているか。(安衛則第563条)							
	・作業床の幅は40cm以上確保されているか。(安衛則第563条)							
	・床材間の隙間が3cm以下となっているか。(安衛則第563条)							
	・最大積載荷重は、見やすい箇所に表示してあるか。(安衛則第562条)							
	・外部足場作業床には資材、重量物等は置いていないか。(不要物は撤去)							
	・外部足場脚部の根がらみと沈下防止措置を講じているか。(安衛則第570条)							
	・開口部養生蓋には、「ずれ止め防止」と「注意表示」はあるか。(安衛則第519条)							
型枠支保工	・架台足場(脚立等による)の足場板は緊結してあるか。(安衛則第563条)							
	・高さ(深さ)が1.5mを越える箇所には昇降設備が設けてあるか。(安衛則第526条)							
	・型わく支保工は、組立図を作成し、かつ、当該組立図通りに組み立てるか。(安衛則第240条)							
	・支柱脚部の固定・滑動防止措置を講じているか。(安衛則第242条)							
支掘保削工土止め	・基準(規格)に適合しているもの(ボルト・クランプ・サポートピン)を使用してあるか。(安衛則第242条)							
	・倒壊防止のための水平つなぎを設けてあるか。(安衛則第242条)							
	・土止め支保工は、組立図を作成し、かつ、組立図通りに組立てているか。(安衛則第370条)							
	・明り掘削作業開始前、大雨の後及び中震以上の地震の後に必ず定められた事項を点検しているか。(安衛則第358条)							
	・土止め支保工を設けた時は、7日以内ごと、大雨の後及び中震以上の地震の後、必ず定められた事項を点検しているか。(安衛則第373条)							

